

第1回 赤穂市健康増進計画策定委員会 議事録

1 日 時 平成29年7月25日(火) 13:30～14:50

2 場 所 赤穂すこやかセンター 1階 多目的室

3 出席者

(1) 委員

難波峰子、渡邊節雄、赤井高之、山本義人、山下佐紀子、清水洋子、入江秀史
西森昭子、小田正勝、住所知之、小野俊明、漆崎泉、赤松美千子、竹谷育代

(2) 事務局

(赤穂市長) 明石元秀、(健康福祉部長) 西田佳代、(保健センター所長) 日笠二三枝
(子育て健康課長) 山野良樹、(社会福祉課長) 松本久典、(医療介護課長) 松下直樹
(すこやか係長) 田中志保、(管理栄養士) 堀知富、(保健師) 田中美紀

(3) 支援事業者

株式会社サーベイリサーチセンター 主管研究員 小林正和

(4) 傍聴者

なし

4 議事

1 開会

2 挨拶

3 委員紹介

4 委員長、副委員長の選出

5 赤穂市健康増進計画策定について(諮問)

6 協議事項

(1) 赤穂市健康増進計画の策定について

(2) アンケート調査について

7 その他

8 閉会

5 議事録

事務局 定刻になりましたので、ただ今から第1回赤穂市健康増進計画策定委員会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。私は、保健センターの日笠でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、明石市長よりごあいさつを申し上げます。

市長 皆さんこんにちは。本日は非常に暑い中、また公私ともにお忙しい中、当委員会にご出席いただきましてありがとうございます。平素から皆さま方には、赤穂市の健康づくりという点で色々な分野におきましてご支援、ご協力、またご指導賜っておりますこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げたいと思います。市では、平成24年に現行の第2次赤穂市健康増進計画を策定いたしました。期間5年でございます。今年度で満了するというところでございます。これによりまして、これまで色々な施策を打ってまいりました。今年は第3次赤穂市健康増進計画、これも5か年ですが、この計画を新たに作っていかうということで、学識経験者あるいは各種団体、関係行政機関の皆さまからお集まりいただきまして、ご審議をお願いしたいと思っております。赤穂市の総合計画に掲げます都市像の大きな柱の一つであります、「安全安心に生きるまち」これを実現していかうということで、本日お集まりの委員の皆さまから色々なご意見を頂戴しまして、第3次赤穂市健康増進計画をしっかりと作っていかうというふうに考えておりますので、忌憚のないご意見をいただきながら、時代をにらんだ計画ができますことをよろしくお願いいたします。開会にあたりまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、次第の3「委員紹介」に移ります。第1回目の健康増進計画策定委員会でもありますので、委員の皆さまをご紹介させていただきます。

(事務局より委員、事務局職員、支援事業者の順に紹介)

事務局 藤井委員、山本美奈委員、森田委員につきましては、所用のため本日の会議は欠席の報告を事前に受けております。

なお、本会議の成立につきましては、健康増進計画策定委員会設置要綱第6条第2項の規定により、過半数の出席により会議が成立することとなっておりますが、本日は委員数17名のうち3名の欠席がありますが、出席委員が14名ですので、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、次第の4「委員長及び副委員長の選出」に入ります。委員会設置要綱第4条第2項の規定により委員長・副委員長は委員の互選により選出することとなっております。いかがいたしましょうか。

委員 事務局で案がありましたら、ご提案をお願いしたいと思います。

事務局 委員長に関西福祉大学の難波委員、副委員長を赤穂市医師会の渡邊委員にお願いしたいと思いますですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、委員長に難波委員、副委員長に渡邊委員にお願いしたいと思います。難波委員長、渡邊副委員長は、前の委員長・副委員長席へ移動をお願いいたします。

(委員長・副委員長 移動)

事務局 ここで、委員長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

委員長 先ほど指名をいただきました、関西福祉大学の難波と申します。よろしく願いいたします。今回は赤穂市の健康増進計画の第3次ということですので、少しでも計画が赤穂市の方々の、先ほど市長がおっしゃった「安全安心に生きるまち」で健康寿命の延伸に繋がるような計画が策定できたらと思っております。そこで委員の皆さま方には、スムーズで活発な議論を展開していただき、より良い計画が策定できるようご協力いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

続きまして次第5「赤穂市健康増進計画策定について（諮問）」に移ります。

現在、国及び県におきまして、健康づくり及び食育の推進を図っているところですが、本市におきましても、市民が主体になって取り組む健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていくため、今年度中に健康増進計画を策定したいと考えております。

つきましては、赤穂市健康増進計画策定委員会に諮問したいと考えております。なにとぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。本委員会への諮問の説明とさせていただきます。

ただいまから、諮問書を市長より委員長にお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

(市長から委員長へ諮問書を手渡し)

事務局 ありがとうございます。

なお、申し訳ございませんが、市長は他の公務のためここで退席させていただきます。

きますので、よろしくお願いいたします。

(市長退席)

(諮問書写しを各委員に配布)

事務局 それでは、協議に入ります前に資料の確認をお願いします。

(資料確認)

事務局 なお、赤穂市健康増進計画策定委員会設置要綱及び赤穂市健康増進計画策定委員会の会議傍聴要領につきまして文言の誤りがございましたので、差し替えをお願いいたします。

それでは、協議事項に入らせていただきたいと思います。

ここから先は、難波委員長に議事の進行をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、これから協議に入りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

協議に入る前にお諮りしたい事項があります。この会議の公開・非公開と会議録の公開・非公開の取り扱いについて、皆さま方にご決定をいただきたいと思います。会議運営要領第3条のとおり、この委員会は公開となっておりますが、必要な場合は非公開とすることもできます。このような策定委員会につきましては原則公開とし、会議録につきましては発言者が特定される個人名は非公開、それ以外の部分は公開するという取扱にしておりますが、この策定委員会についても同様の取り扱いでよろしいでしょうか。ご審議願いたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ただいま異議なしとのお声がありましたが、よろしいでしょうか。では、会議は会議運営のとおり公開とし、会議録も原則公開とし、会議録は発言者の個人名が特定できない方法で公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は傍聴できますが、申し出がございませんでしたので、ご了解願いたいと思っております。

早速、協議事項に入りたいと思っております。協議事項(1)「赤穂市健康増進計画の策定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 事務局より説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。「赤穂市健康増進計画策定について」ご説明いたします。

赤穂市健康増進計画につきましては、平成25年3月策定の赤穂市健康増進計

画（第2次）策定時に健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画と食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画を同一理念の下に策定した計画となっており、今回の健康増進計画（第3次）の策定につきましても、健康づくりについてだけでなく、食育に関する内容も含めた計画策定を行うこととしております。

最初に、健康増進計画・食育推進計画について説明いたします。健康であるためには周囲の環境が大きく影響することから、普段から個人が望ましい生活習慣を実践し、健康づくりに取り組もうとする個人を地域社会全体で支援していく環境の整備が必要となっております。また、「食」は生活の基本であることから、心身の健康のためライフステージの各段階に応じた食育の実践が重要であり、社会全体で取り組む必要があります。食育推進計画の内容を含んだ健康増進計画は、市民全体の生活習慣の改善に努め、生活習慣病の発症を予防するとともに多くの機関が連携・協働して子どもから大人まで市民一人ひとりが自らの「健康づくり」や「食」の望ましいあり方について考え、主体的に行動することを後押しするための取り組みを定めた計画となっております。

次に2「計画策定の背景と課題」についてです。わが国の平均寿命は世界有数の長寿国となっておりますが、その一方で急速な少子高齢化、不適切な食生活等により健康リスクが増え、地域社会における関係の希薄化が進んでおります。また、少子高齢化の進展により医療費や介護等に要する社会保障給付費が増大する一方で、これを支える人々の負担も年々重くなっています。このため、個人の健やかで自立した生活を維持するためにも、健康寿命を延ばすことが緊急の課題となっております。これからは高齢化の進行や社会情勢の変化に対応した効果的な健康づくりが求められ、それには保健、医療、福祉、介護が一体となって推進することが重要となっております。健康づくりは正しい食生活が基本となるなど、健康と食との関わりは深いことから、市民一人ひとりの主体的な健康づくりと食育を一体的に推進していくことが求められています。

次に3「国・兵庫県の健康づくりをめぐる動き」についてです。国においては、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、平成12年3月に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定、平成24年7月にはこれを全面改正し「健康日本21（第2次）」が策定されました。この計画では「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」等の5つの基本的方向性を新たに盛り込み、10年間の健康づくりに関する取り組みと目標が示されております。「健康日本21（第2次）」の詳細につきましては、9ページをご覧ください。食育に関しては平成17年に「食育基本法」を施行し、これに基づき翌年3月に「食育推進基本計画」を策定、平成23年には「第2次食育推進基本計画」が策定されました。しかし、若い世代での不適切な食生活が依然みられること、また高齢者のみの世帯のほか、ひとり親世帯や貧困状況にある子どもへの支援等が課題となっていることから、平成28年3月に「第3次食育推進基本計画」が策定されております。詳細につきましては、10ページをご覧ください。

い。

次に兵庫県の動きについて説明いたします。兵庫県では平成23年4月に「健康づくり推進条例」を施行するとともに、平成24年3月に「兵庫県健康づくり推進プラン」、平成25年3月に「兵庫県健康づくり推進実施計画」を定め、健康づくりの取り組みが推進されてきました。しかし、平均寿命と健康寿命の格差が縮小されていないことをはじめ、生活習慣病を原因とする死亡や要介護状態に陥る状況が依然多いこと、目標値（特定健診・がん検診の受診率の向上、食塩の摂取量や喫煙率の低減等）が未達成であることなど、県民の健康をめぐる課題は依然山積みされている状況となっていることから、これらの現状を踏まえ、引き続き健康づくりと疾病予防に重点を置いた取り組みを、社会全体で総合的かつ計画的に推進するため、平成29年3月に「兵庫県健康づくり推進プラン（第2次）」が策定されております。詳細につきましては、7ページをご覧ください。一方、食育の推進につきましては、平成18年3月に「食の安全安心と食育に関する条例」が制定され、この条例を踏まえ平成19年3月に「食育推進計画」を、平成24年3月に「食育推進計画（第2次）」が策定され、食育が推進されてきました。しかし、若い世代の朝食欠食率の高さ、世帯形態の多様化、健康寿命の延伸や健康格差の縮小など課題の解決に向け、平成29年3月に「食育推進計画（第3次）」が策定されています。「食育推進計画（第3次）」につきましては、8ページをご覧ください。

先ほど申し上げた以外の国・県の健康増進、食育関連の動きにつきましては、3ページの表に記載してございます。なお、県の動きにつきましては、平成18年3月に「食の安全安心と食育に関する条例」が制定されておりますが、3ページの表に記載されておりませんので、「食の安全安心と食育に関する条例」を追加で記載をお願いいたします。

次に3ページの4「赤穂市健康増進計画（第3次）の策定について」でございます。最初に「計画策定にあたっての基本的な考え方」です。赤穂市では、これまで第1次から第2次にわたる「赤穂市健康増進計画」に基づき、市民の健康づくりに関わる様々な施策を推進してきました。食育基本法に基づく「食育推進計画」につきましては、健康づくりと密接に関係することから健康増進計画に包含し、市民の健全な食生活の確立をめざした取り組みを一体的に行っております。平成29年度につきましては、健康増進計画（第2次）の最終年度であることから、これまでの取り組みの実績や目標に対する最終評価の結果を踏まえるとともに、国の健康日本21（第2次）や第3次食育推進基本計画、兵庫県健康づくり推進プラン（第2次）や食育推進計画（第3次）との整合を図りながら、食育推進計画を含む「赤穂市健康増進計画（第3次）」を策定し、引き続き市民の健康づくりと疾病予防に重点を置いた取り組みを、市全体で総合的かつ計画的に推進いたします。

赤穂市健康増進計画（第3次）の位置づけとしましては、4ページの【計画の位置づけ】に記載しておりますとおり、「赤穂市総合計画」を上位計画として、「赤

穂市国民健康保険特定健康診査等実施計画」や「赤穂市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）」、「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」等の健康づくりに関する計画・施策と整合性を図りながら推進していきます。なお、健康増進計画（第3次）の計画期間としましては、平成30年度から34年度の5年間といたします。また、計画策定の体制としましては、計画策定の中核機関として学識経験者、各関係団体の代表者、関係行政機関の職員、市民の皆さまの幅広い意見を反映するために公募しました方々に参画していただく、「赤穂市健康増進計画策定委員会」を設置いたします。なお、策定委員会につきましては今回の会議も含め年度内に3回開催し、皆さまの意見を反映し、計画策定に繋げていきたいと考えております。また今後市民を対象としたアンケート調査や関係団体を対象としたヒアリングを実施し、市民の健康づくりに関する行動や意識、健康課題等を調査・把握した上で、計画素案を作成いたします。

次に具体的な計画策定までのスケジュールです。5ページの表をご覧ください。本日第1回の計画策定委員会を開催しておりますが、先ほども申し上げましたとおり年度内に3回開催を予定しており、第2回目は11月、第3回目は来年2月に予定しております。事務局のスケジュールにつきましては、今回審議いただきますアンケート調査票の修正を今月中に行い、8月・9月にアンケート調査の実施、その後アンケート調査の集計、分析、計画書素案の作成を行っていく予定としております。また、来年1月には市民の方に計画案の意見を聞くパブリックコメントの募集、意見の集約を行い、第3回計画策定委員会での最終案の協議・承認をいただき、計画策定の運びとなります。以上で資料1の「赤穂市健康増進計画の策定について」の説明を終わります。

委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に関して、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

策定については、よろしいでしょうか。7月のアンケート調査について今日審議し、修正されてととなっています。そこが重要だと思っています。

事務局 そのとおりでございます。

委員長 今までのところは、よろしいでしょうか。

それでは、このことについて意見が特に出ておりませんが、良ければ協議事項（2）「アンケート調査について」説明していただけますか。

事務局 協議事項（2）「アンケート調査について」説明いたします。

資料2をご覧ください。「調査の実施概要」を説明いたします。この調査は、先に説明いたしました国の計画や兵庫県の計画、また本市の前計画である第2次赤穂市健康増進計画において、本市が現在どの程度目標を達成しているのかを把握するとともに、今後の健康増進施策に反映させることを目的として、市民の健康

づくりや食育に関する意識・実態を調査し、計画策定の基礎資料とするものです。

2「調査対象」は、5歳児約400人、小学5年生約400人、中学生・高校生400人、20歳以上の成人1800人の4区分とします。比較・分析のため、調査対象区分は前計画で行った調査対象区分と同様です。5歳児のアンケートは保護者が回答し、その他の対象者は本人が回答します。

3については、調査実施時期と記載しておりますが「調査項目」に修正をお願いいたします。後に、資料3アンケート調査案をご覧くださいながら説明いたします。

4「調査方法」は、5歳児及び小学5年生については、幼稚園、保育所、小学校を通じて配布・回収いたします。中学生・高校生及び成人については、地域の人口分布等を反映した数により無作為抽出で対象者を選定し、郵送により配布・回収いたします。

5「回収見込み数」は、前計画で行ったアンケートの回収率実績を見込んでおります。5歳児、小学5年生は幼稚園・保育所、小学校を通じての回収となりますので、高い回収率の見込みとなっており、中高生・成人については郵送での回収のため、半数程度の回収率の見込みとなっております。

6「調査実施時期」は、5歳児・小学5年生は夏休み明けの9月上旬に実施予定です。中高生・成人は8月中旬から下旬を予定しております。

次のページをご覧ください。アンケート調査項目を一覧で表示しております。数値目標の欄に「◎」がある項目は、前計画において目標数値が設定されている項目となります。資料3アンケート調査案とともにご覧ください。

それでは、アンケート調査項目の概要を説明いたします。資料3アンケート調査票案をご覧ください。調査項目の設定は、前計画で行ったアンケート項目を基礎として作成しております。本日の資料では、前計画である第2次赤穂市健康増進計画にて目標数値が設定されている設問には、設問番号の前に「◎」を、新しい設問には「★」印をつけております。実際のアンケート調査時には、印は削除して実施いたします。

5歳児の保護者用アンケート調査は、問1～問6までは属性について、問7～問13までは子どもの食習慣について、問14～問20までは子どもの生活習慣についての設問です。問21～問30までは保護者自身の生活習慣や子育てに関する意識について、問31は自由記述となっております。新設項目として、問11の主食・主菜・副菜のそろった食事の頻度や「兵庫県受動喫煙防止等に関する条例」の施行を受けて、問23、24の受動喫煙に対する意識といった調査項目を新設しております。

次に、小学生用アンケート調査です。小学生用アンケート調査は、問1～問2は属性について、問3～問10までは食生活について、問11～問18は普段の生活や健康に関する設問となっております。児童が回答するアンケートとなりますので、回答しやすいように設問数を最小限に設定しております。

次に、中学生・高校生用アンケート調査です。中学生・高校生用アンケート調

査は、問1～問5までは属性について、問6～問18までは食生活について、問19～問33は生活習慣や健康に関する設問となっています。問31、32にこのころの健康についての設問を新設しております。ストレス等の問題は中学生・高校生世代において、すでに重要な問題となっておりますので「悩みやストレスなどで困った時に相談できる機関や人の有無」等をきいております。また、アンケート調査票案の15ページの右上、及び16ページの上から2列目に中学生・高校生用との記述があります。本日の資料では、実施対象者が分かりやすいように中学生・高校生用と記述してありますが、高校生の学年であっても、高校に行っていない人がいる可能性がありますので、実際のアンケート調査時には、中学生・高校生用の記述は削除して実施いたします。

次に、20歳以上の成人用アンケート調査です。20歳以上の成人用アンケート調査は、問1～問6までは属性について、問7～問21までは食生活について、問22～問26までは歯の健康について、問27～問30までは運動習慣について、問31～問35までは睡眠・ストレスについて、問36～問39までは喫煙について、問40～問41までは飲酒について、問42～問49までは健康管理について、問50は社会活動について、問51は自由記述となっております。国や兵庫県は、健康寿命の延伸を目的として生活習慣病予防項目を強化しております。本市においても、市民の生活習慣・食習慣をより詳しく把握するため、問13の「ゆっくりよく噛んで食べているか」や、問18の「普段から適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践しているか」の項目を新設しております。

最後に、アンケート調査票は対象者別に調査用紙の色を変えて実施いたします。

これで、アンケート調査についての説明を終わらせていただきます。ご協議よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。ただ今の調査票についての説明で、何かご質問、ご意見はございますか。

委員 資料2の4ページに「朝食の共食状況」「夕食の共食状況」とあります。一人で食べているのかどうかを意味していると思います。この言葉は、小学5年生に分かるのでしょうか。

委員長 実際の質問は、問4では「普段、朝食は誰と食べていますか。」です。

委員 すみません。アンケートの言葉がここに出ているわけではないのですね。分かりました。

委員長 それでよろしいですか。その他に何か。

委員 資料2の1ページ「回収見込み数(率)」について、前回から予測をしています

が、事前にこういう資料を出して良いのかどうか判断をお願いしたいと思います。ただ、調査をするからには良いほうが良いので、そのように努力をお願いしたいと思います。「調査方法」で小学5年生までは学校等を通じて配布・回収を行うので、回収率は良いと思います。中学生・高校生は郵送となっていますが、ここも学校へお願いすることはできないのですか。そうすることによって、回収率がもっと上がるのではないかと思います。また回収率が前回から大幅に変動すると、調査内容の対比に影響が出ると思います。同じ調査をするのであれば、回収率が良いほうが良いのではないかと。その結果を見て策定項目を検討して欲しいと思っています。中学生・高校生は郵送するという、何か意味があったのですか。

委員長 ありがとうございます。それについて、いかがですか。

事務局 おっしゃるとおり、5歳児の保護者や小学5年生のように所属を通じて回収すると、回収率も上がると思います。中学生・高校生に関しては、学校のカリキュラム等の事情で学校にお願いしにくいところがあります。前回同様に郵送での配布・回収を考えております。高校生については、市外や県外に通っている学生もおられます。また、高校生の年齢で学校に通っていない方もおられます。それらも加味して郵送での配布・回収としたいと思います。

委員長 いかがでしょうか。
それ以外で何かご質問等はございませんか。

委員 色々考えてアンケート等を作成されていると思いますが、27ページの間18「生活習慣病の予防や改善のために、あなたは、普段から適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践していますか。」とあります。「適正体重の維持」に気をつけている方と「減塩など」に気をつけている方は違うのではないかと思います。もう1問増やすなど、1つの中味にしたほうが良いのではないかと印象です。

委員長 確かに二重質問になっていると思いますが、いかがでしょうか。他の方々もどちらが良いか等、ご意見がありましたらお願いします。

事務局 おっしゃるとおり、適正体重と減塩という全然違う内容の二重質問になっていますので、質問項目を分けて作成したいと思います。

委員長 それについてはよろしいですか。では、よろしく申し上げます。
私のほうから聞いて良いのかどうか分からないのですが、中学生・高校生用でアルコールを飲んだことがあるのかどうか、そのきっかけ等を聞いていますが、たばこについては一切触れられていません。意図的にそれを外されたり入れられ

たりしたのですか。

事務局 アンケート調査の21ページの間26に「たばこを吸ったことがありますか。」と入れています。

委員長 それ以外に何かありますか。
ほぼ前回は踏襲して、比較できるように計画されていると思っています。新規が国や県を見据えながら加えられたと認識しています。それでよろしいですか。

事務局 そのとおりでございます。

委員 今言われた21ページの間26ですが、中学生・高校生のたばこは法律で違反しているのではないですか。もう1つ「たばこを吸うことは法律で違反していることを知っていますか。」という質問も欲しいです。これでは吸っていることを認めているのでおかしいと思います。

委員長 アルコールも同様です。私が質問させてもらったのは、他のところは健康に影響を及ぼすことを知っているかとか環境のことはどうかと聞いていますが、ここだけなぜ吸ったのかとか、吸っている人がいますかとか、場所とかを聞いていて、少しタイプが違うのではないかと思います。

委員 たばこに関しては禁煙外来があり、20歳未満も治療対象になっています。そういうことを知っているのかどうかとか、やめたいと思うけどやめられないとか。たばこは、オリンピックまでに受動喫煙をなくそうと、割と広く運動されています。たばこに関しては、もう少し項目を増やしても良いのではないかと思います。ですが、いかがでしょうか。

委員長 今のようなご意見がありました。他の委員で何かご意見があれば。

事務局 先ほど委員がおっしゃったとおり、「たばこを吸ったことがありますか」「お酒を飲んだことがありますか」という設問で、アンケート調査を行うことにより行政がそれを認めていることにならないかということで、最後の22ページに注釈として「飲酒・喫煙についての設問は、未成年の飲酒・喫煙を減らすための取り組みのための調査です。」と書かせていただいています。未成年者の飲酒・喫煙については国も県も目標を0%と掲げておりますので、赤穂市においても中高生の飲酒・喫煙は0%を目指したいと思います。たばこが法律違反であることを知っているのかどうか等、設問内容について事務局で検討したいと思います。

委員長 ありがとうございます。ちなみに前回は何れぐらいあったのか、教えてください。

い。

事務局 前回平成24年の調査結果では、喫煙に関して中学生は2.0%、高校生は6.6%、アルコールに関して中学生は14.0%、高校生は31.6%でした。お手元に健康増進計画（第2次）があると思いますが、63ページに数値を載せておりますので、また後ほどご覧ください。

委員長 ありがとうございます。
それ以外で何か。

委員 なかなか聞きにくい部分だとは思いますが、全国的にアンケートに取り入れられているのか分かりませんが、所得の項目を入れることによって、食に関する背景が分かると思います。食べさせない背景は何なのか、所得を入れることによって予想がつくのではないかと思います。もし掘り下げてもっと詳しく調べるのであれば、そのあたりも取り入れてはどうですか。難しい話だとは思いますが。

委員長 確かに、経済格差と健康のことが言われています。いかがでしょうか。他の委員はそういうことを聞かれて、自分は回答するかどうか。海外の調査ではそこをベースにして必ず経済状況は聞くところではありますが、日本ではかなり慎重かと思います。自分が聞かれたとして、どんな感じでしょうか。ご意見がありましたら。事務局のほうで、それに対して何か。

支援事業者 私のほうから他市の状況も含めて回答いたします。基本的には、同類の調査の中に所得に関する項目を盛り込まれているところは大変少ないです。確かに、昨今、貧困問題と食との関連、健康格差の問題等が言われており、自治体によってはそういう問題意識があって、あえて盛り込まれているところも稀ですがございます。全く盛り込まないということではないのですが、各自治体の問題意識によって判断して盛り込まれるケースがほとんどだと思います。

委員 回収率の問題があります。そういう項目が入ると、特にアンケートの中で子どもさんとの関連項目があると難しいのではないかと感じます。

委員長 直接的に年収は聞きにくいと思いますが、自分は所得が多くてもまあまあだと思うかもしれませんが、自分自身の認識だったら聞けるのでは。まず所得について入れたほうが良いのかどうか。そこを聞くことにより何か政策に反映できるのかどうか。

委員 中学生・高校生用は、本人が回答するのですよね。本人が分からないと親に聞くので、そうなる嫌な感じがするような気がします。そのあたりが一番難しい

のではないかと思います。

委員長 どういたしましょうか。必要であろうけども、現在は時期尚早と言うか聞きにくいということでしょうか。

委員 もう少し漠然と、例えば「あなたの幸福度は1から10のどれくらいですか」くらいなら回答してもらえるとと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 我々が調査をする時は「あなたの経済状況は」「余裕がある」「まあ余裕がある」「あまりない」「まったくない」程度なら聞きやすいので、時々聞きます。先ほど言ったように、たくさんもらっていてもあまり余裕がないと回答するかもしれませんし、その時の家庭の状況もあります。そのあたりを相対的に聞くのかどうか。そういうことであれば聞きやすいのではないかというご意見だったと思います。年収はいくらですかというのは、確かに日本人としては聞きにくいと思います。それくらいだったらいかがでしょうか。それを入れる必要があるかどうかというところも。

委員 聞きにくいことは、聞かないほうが良いのではないですか。ただのアンケートで、全体像がぼんやり分かる程度で良いのではないですか。

委員長 うなずいておられる方が多いようですが、いかがでしょうか。よろしいですか。では、この場としては必要もあろうけども、今回はこのままでということでしょうか。
それ以外で何かありますか。

委員 22ページの間32と30ページの間35は「悩みやストレスなどで困った時、相談できる人や機関はいますか。」とありますが、選択肢は相手がいるかどうかだけだと思います。今後この問題はとても大事です。「機関」については、知っているかどうかということになるのですか。

事務局 相談できる親や友人といった具体的な「人」を指していますが、そういう人がいない方もおられます。そういう方は相談機関でも良いので、とにかく自分の悩みを相談することができて解決できるのかどうか、という意味合いで聞いています。

委員長 そうすると、「機関や人はいますか」という言い方になるのですか。

委員 設問を2つにしてはどうですか。「相談する人はいますか」「相談機関を知っていますか」というふうに。

委員長 この質問自体に違和感はなく、どう聞くのかということだと思います。設問を分けるのは事務局として意図するところが違うのですか。

事務局 相手がいなくても相談機関があれば、この設問では問題ないかと思います。分けると、こちらが意図している設問ではなくなってしまいます。

委員 そうすると「相談する人がいますか。」ではだめでしょうか。機関はまた別だと思ふのですが。

委員長 設問のとおりを選択肢の中に入れていくのではだめでしょうか。

委員 事務局が言っているのは、困った時に相談ができるのかどうかを聞きたい。「相談する人がいたり相談する機関はありますか」として、選択肢は「相談できる」「相談できる人はいるが、したくない」「できない」の3つにすれば伝わる。事務局は必ずしも誰か相談できる人だけでなく、公共の機関でも構わないので、自分でためないでどこかへ持っていくことはできますか、ということだけを聞きたいという意味合いのようです。

委員長 それでよろしいですか。では、その意図を反映できるような設問と選択肢を作成していただければと思います。そのこと自体に反対はないと思いますので。

事務局 そのように修正させていただきます。ありがとうございます。

委員長 それ以外に何かありますか。

委員 20ページ問24、25は、身長と体重を書いてもらい、次に「自分の体型についてどう思いますか。」となっています。これは、その人が標準体重でも「太りすぎ」と思っているということを探りたい意図ですか。

事務局 そのように意図して質問しております。

委員 5歳児用のアンケートは、実際に私の子どもが5歳児なので持ち帰るアンケートになると思います。他の世代では聞いていない「食生活の状況についておうかがいします。」という4ページの問10は、先ほど所得のお話がありましたが、「②緑黄色野菜をほぼ毎日食べている」「③果物類をほぼ毎日食べている」とあり、正直言いますと、我が家は毎日緑黄色野菜や果物類を食べていることはありません。野菜も果物も高いですから、一つの野菜を買って長く調理して使ったりもします。他の世代にはないのにここでだけこれを聞く理由と、ほぼ毎日食べているのかどうかを問う理由が分かりません。

委員長 設問の意図をお願いします。

事務局 幼児期は一生分の食習慣が決定する時期とされています。ですので、特に食事内容について他の対象者より深く細かく聞かせていただいています。前回は幼少期については同様に取らせていただきました。5年後、現状維持なのか変化があるのかを比較できるようにしています。野菜や果物をほぼ毎日必ずとることは難しいと思いますが、傾向を把握するために入れていきます。

委員長 よろしいでしょうか。

委員 毎日食べることが重要であるのはもちろん分かるのですが、「ほぼ毎日」という表現で、多分「いいえ」のほうが多くなるであろう結果で良ければ、これで良いと思います。

委員長 前回との比較をするために、これでいきたいということだと思います。それ以外に何かありますか。

委員 初めに戻りますが、回収見込み数にあまりにも差があります。①と②は95～98%、あとの③と④は44%程度で効果があるのですか。無作為に郵送されていると思いますが、20歳以上なら自治会を通じて行う等、せいぜい60%ぐらいにあげないとあまり意味がないのではないかと思います。

委員長 回収率を上げる工夫をお聞かせ願いたいということだと思います。前回44%だったのでということだと思いますが、何か特別お考えはありますか。

事務局 サンプルに問題ないか議論をしていますが、特に集計的には問題ないとなっておりますので、この回収見込みになっております。自治会を通じての配布・回収は、個人情報の関係もありますし、自治会に加入されていない方もおりますので、郵送での配布・回収としたいと思っております。

委員長 よろしいでしょうか。

委員 例えばアンケートをインターネットで回答できるようにして、その回答に対して個人的にアドバイスももらえとなければ、改善方法を知りたがる方も多く、忙しい方でも医療機関に行く必要がなくなるかもしれませんので、そういうことも一つの手だと思います。

委員長 今後の検討課題としていただくということよろしいでしょうか。

アンケートについてはだいたい出ましたのでよろしいですか。

他に特になければ、本日の協議事項全般をとおして何かご意見、ご質問はありますか。

本日、第3次の健康増進計画策定のためのアンケート内容等について協議していただきました。皆さんからのご意見を策定に繋げるように、事務局へお願いいたします。

それでは、「その他」について事務局から何かありますか。

事務局 次回委員会につきましては11月を予定しておりますが、日程については改めて各委員の皆さまにご案内したいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。本日は長時間にわたりご議論いただき、ありがとうございました。色々のご意見をいただきましたので、これを基に健康増進計画の策定に取り組んでいけたらと思っています。

何もないようでしたら、本日の策定委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。